



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 マ ル シ ェ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 洋 嗣
(コード番号:7524、東証 第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 藤 原 徹 二
(電話 06-6624-8100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、平成28年6月19日開催の第44回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を18,400,000株から34,201,600株に変更するものであります。
- (2) 当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しました。さらに、当社は、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みが必要であると考えており、その取組みの一つとして、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)について、その具体的内容を決定いたしました。当該対応策においては、その導入にあたり株主の皆様のご意思を反映させるため、当該対応策に関する事項の決定を株主総会の権限とする根拠規定を当社定款に定めることが予定されておりますので、第8章 買収防衛策の項目を設け、第46条を新設するものであります。また、当該対応策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当て等の対抗措置については、取締役会の決議による他、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことを予定しておりますので、かかる点を定款上明確化するために、第47条を新設するものであります。その詳細につきましては、本日公表しております「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条(条文省略)	第1条～第5条(現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18,400,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>34,201,600株</u> とする。
第7条～第45条(条文省略)	第7条～第45条(現行どおり)
(新設)	第8章 買収防衛策 (買収防衛策の導入等) <u>第46条 当社は、株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者</u>

(新設)	<p>による、当会社の発行する株式その他の権利の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>(対抗措置発動等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、前条に定める買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することができる。</p>
------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成28年6月19日(日)
平成28年6月19日(日)

以上